

## ～障害者自立支援給付費等過誤申立の依頼について（札幌市）～

札幌市は、平成 19 年 10 月より、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」と略する。）へ障害者自立支援給付費等の支払事務を委託しております。

すでに支払が確定した請求に誤りがあった場合は、各区役所へ過誤申立（請求取下）の依頼をしていただいた上で、国保連へ再請求することになります。

過誤申立依頼については、概ね次のような流れになります。

- 1 請求内容に誤りがあったときは、誤りが判明した月の末日までに各区役所へ障害者自立支援給付費過誤申立依頼書を提出してください。
  - (1) 提出先は請求時に設定した区の保健福祉課給付事務係となります。
  - (2) 提出は窓口で直接持参いただくか、または郵送で行ってください。
- 2 札幌市では、依頼書の受付をした翌月上旬に、国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で内容チェックを行い、エラーがなければ過誤が確定します。
  - (1) 過誤が確定したときは、依頼書提出の翌々月第 1 週に国保連より過誤決定通知書が提供されます。
  - (2) 過誤決定後は、依頼書提出の翌月に行っている通常請求分の金額から、過誤対象額が相殺されることとなります。
- 3 過誤決定通知書を確認後、国保連へ正当な金額で再請求してください。  
※ 過誤が確定していない状態で請求を行うと、重複請求となり、返戻となりますのでご注意ください。
- 4 その他の留意事項
  - (1) 過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行うこととなります。同一事業所番号で複数のサービス提供をしている場合は、複数サービスが同時に過誤対象となりますのでご注意ください。
  - (2) 過誤申立を行うことで、通常請求分の金額を超えることが予想される場合は、事前に各区保健福祉課給付事務係または札幌市障がい福祉課にご相談ください。

（裏面に続く）

## ～過誤申立依頼の具体的な流れ～

12月請求（11月実績等）の誤りが1月に判明した場合の例

※ 12月請求140,000円（A氏90,000円、B氏50,000円）で行ったが、A氏分の請求額が正しくは100,000円だったことが判明した場合。

- 1月末日まで 事業所は、過誤申立依頼書に必要事項を記入・押印し、区役所に提出する。（A氏分のみ過誤申立依頼。）【事業所→札幌市】
- ↓
- 2月上旬 区役所で依頼内容を確認し、その情報を国保連に提出。【札幌市→国保連】
- ↓
- 2月中旬 国保連点検で申立内容にエラーがなければ、過誤が確定。【国保連】
- ↓
- 3月第1週 国保連から事業所と札幌市に、過誤決定通知書が提供される。（A氏分の過誤決定額▲90,000円。）【国保連→事業所・札幌市】
- ↓
- 事業所は通知書を確認後、過誤対象者の実績分について、3月請求分と併せて再度請求を行う。（3月請求分+A氏の本来請求額100,000円を請求する。）【事業所→国保連】
- ↓
- 3月中旬 2月請求分（1月実績等）の支払額と、過誤決定額を相殺した金額が支払われる。（2月請求分からA氏の過誤決定額90,000円が差し引かれ支払われる。）【国保連→事業所】
- ↓
- 4月中旬 3月請求（2月実績等+過誤対象者の再請求分）の支払いが行われる。（2月実績等請求分+A氏再請求分100,000円が支払われる。）【国保連→事業所】

※ このように国保連を介した過誤申立依頼の手続きでは、一度、過誤決定額を全額差し引き、その後、再度電子請求を行うこととなりますのでご注意ください（正当な請求額との差額のみを精算する方式ではありません）。

※ 過誤申立依頼の対象となるのは、国保連点検等でエラーがなく、支払の確定した請求（明細単位）です。